

預金規定等の改正について

令和2年4月の民法改正等を踏まえ、当金庫の預金規定等を改正させていただきます。

1. 改正の対象となる預金規定

(1) 預金規定集

- ① 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ② 貯蓄預金規定
- ③ 納税準備預金規定
- ④ 通知預金規定
- ⑤ 共通規定〔普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金〕

(2) 総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

(3) 定期預金等規定集

- ① 期日指定定期預金規定
- ② 自動継続期日指定定期預金規定
- ③ 自由金利型定期預金（M型）既定（スーパー定期）
- ④ 自動継続自由金利型定期預金（M型）既定（スーパー定期）
- ⑤ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ⑥ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ⑦ 積立定期預金規定
- ⑧ 積立式期日指定定期預金規定
- ⑨ 変動金利定期預金規定
- ⑩ 自動継続変動金利定期預金規定
- ⑪ 定額複利定期預金規定
- ⑫ 定期預金共通規定

(4) 定期積金（スーパー積金）規定

2. 改正日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改正内容

(1) 民法改正に関する改正内容

① 契約の成立条件を追加

預金口座開設のご契約をいただく際の、各規定の取引における契約成立条件を追加しました。

（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

② 振込金の受け入れ方法を追加

現在の条文に「受取人が振込金の入金拒絶した場合および、被相続人に対する振込があった場合」の取扱いを追加しました。

※下線部を追加します。

(振込金の受入)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

この預金口座の名義人より、当該振込にかかる入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受け入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受け入れをせず、資金を振込人に返却します。

③ 代理人の行為能力に関する当金庫への届け出義務を追加

制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合に、代理行為の取消を認める規定ができたため、当金庫に対して届け出をいただく条件を追加しました。

※下線部を追加します。

(成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された時も、同様に当店に届け出てください。

④ 印鑑照合結果を有効とする説明を追加

印鑑照合等の結果、預金の払戻しを有効なものとして判断させていただくための説明を追加しました。

※下線部を追加します。

(印鑑照合等)

使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段に事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

⑤ 満期前解約条件を追加

一定の場合に、預金者の期限前解約が制限される場合があることを追加しました。

※下線部を追加します。

(利息)

- 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約することはできません。(追加)
- 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など。この預金を共通規定 3. (5) の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

※規定ごとに項番が異なるため、○で表記しています。

⑥ 規定の変更方法を追加

預金規定を変更する場合の公表の方法及び公表時期等を追加しました。

(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの既定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2) その他の改正内容

① 相続発生後の預金の払戻し方法等を追加

(預金の払戻し)

- (5) 前四項の規定にかかわらず、本規定に定めるこの預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻請求でなければ払戻できません。ただし、家事事件手続法第 200 条 3 項の保全処分、または民法第 909 条 2 の規定に基づく払戻請求にかかる仮払いについては、この限りではありません。

以 上